

平成19年度における海上保安庁が達成すべき目標に対する実績評価（概要）

平成19年度目標	平成19年度実績	平成19年度評価
<p>【1. 海上における治安の確保】</p> <p>改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、</p> <p>①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備を行うこと。</p> <p>②速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及びテロ対処部隊の展開能力を強化するため、輸送能力に優れた航空機の整備を行うこと。</p> <p>③国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を図ること。</p>	<p>①平成19年度は、管区海上保安本部に組織犯罪捜査官、組織犯罪情報分析官（第八管区海上保安本部のみ）を配置した。</p> <p>②平成19年度は、速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船2隻及び巡視艇11隻並びに夜間監視機能を備えた航空機4機及び輸送能力に優れた航空機2機を整備した。</p> <p>③平成19年度は、国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。また、平成19年7月には、門司海上保安部長が港湾危機管理官に新たに任命された。</p> <p>④平成19年度は、東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ及び海賊に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ及び海賊の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティ及び海賊対策の向上を図った。</p> <p>⑤薬物対策関係取締機関情報交換会を開催するなど</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>

	<p>して、関係機関との意見・情報交換を行い、連携を強化した。</p> <p>⑥国際組織犯罪対策基地職員を薬物の仕出地または中継地となっている国や地域へ派遣するなどし、これらの国の関係機関と情報交換や連携・協力体制を強化した。</p> <p>⑦平成19年は、関係機関との連携強化等により、薬物・銃器事犯31件（国際刑事課が発足した平成13年以来最多）を摘発したほか、薬物・銃器以外の密輸入事件として、ロシアルート of 熊の胆密輸入事件、台湾向けうなぎ稚魚不正輸出事件等を摘発した。</p> <p>⑧密航事件については、平成16年以降初めて、1件で10名以上の韓国人集団密航事件を摘発したほか、日本国内の受け入れブローカーも摘発した。</p>	
<p>【2. 海難の救助】</p> <p>海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、「118番」受報体制の高度化等を図ることにより、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。</p>	<p>平成19年の海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合は75%であった。</p>	<p>目標達成に向けて概ね順調に推移している。</p>
<p>巡視艇の複数クルー制の導入、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。</p>	<p>CL型巡視艇1隻のみしか配属されていない34部署の巡視艇に複数クルー制を導入するとともに、関西空港海上保安航空基地、鹿児島航空基地に機動救難士各4名を配置した。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>

<p>【3. 海上交通の安全確保】</p> <p>海難防止講習会の実施や海上交通センター等で行うAISを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。</p>	<p>平成19年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数は、ゼロであった。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>【4. 海象の観測等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海底火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。 ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ①精密海底地形調査を南鳥島周辺及び日本海溝周辺の2海域で実施。 ②地殻構造探査を大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域2箇所に分布する断層並びに海底火山1箇所の調査を行った。 ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①平成19年度は、精密海底地形調査を南鳥島周辺及び日本海溝周辺の2海域で実施。 ②平成19年度は、地殻構造探査を大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。 	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>